

令和5年度第2回恵庭市社会福祉審議会・児童福祉専門部会  
会議録（概要）

1. 日時 令和5年10月25日（水）13時30分～15時10分

2. 場所：恵庭市民会館 2階 大会議室

3. 出席者

【委員】美馬委員・川村委員・高橋委員・佐々木委員・玉川委員・井内委員・桑山委員・  
斉藤委員・井上委員・秋元委員・米澤委員

【事務局】内山子ども未来部長・高橋子ども未来部次長・狩野子ども政策課長・高橋えに  
わっこ応援センター長・大林幼児保育課長・佐々木子ども発達支援センター長・五十嵐  
すみれ保育園長・村仲子ども政策課主査・金子子ども政策課主査・高橋えにわっこ応援  
センター主査・庄司えにわっこ応援センター主査・前野えにわっこ応援センター主査・  
石田幼児保育課主査・向井幼児保育課主査・葛岡子ども発達支援センター主査・藤原

4. 内容

（1）開会

（2）挨拶（美馬部会長）

（3）児童福祉専門部会について（子ども政策課より説明）

※当日配布資料あり

※「恵庭市附属機関設置条例」の制定に伴い、「恵庭市社会福祉審議会条例」が改正

※今回の改正点は大きく2点。

①子ども・子育て支援法の改正に伴い、条番号の変更

②専門部会の委員の身分が明確化（指名委員以外は臨時委員（非常勤特別職）の身分）

（4）議事

①第2期えにわっこ☆すこやかプランの見直しについて（案）

（子ども政策課より説明）

【質疑応答】

Q 今回議事として挙がっているのが学童クラブ事業だけだが、他の事業において見直すべきものはあるのか。

A 次第5の報告において、令和4年度の各事業の進捗状況について報告をする  
が、その中では見直しを要する事業はないとしている。

Q すこやかプランには載っていない新規の事業となる「こども誰でも通園制度」※について、今後恵庭市として実施するという方針があるのか。また、そうであれば量の見込みや確保方策の見直しが必要になるのではないかと思う  
が、どうか。

※現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わ  
ず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付のことで、国では令和6年度からの本  
格実施を見据えた形で現在検討を進めている。

A 恵庭市内の0・1・2歳の3号認定の空き状況には余裕がなく、待機は発生  
していないものの、潜在待機は恒常的にいる状態である。そのため、市として  
はその解消のほうに優先順位としては高いと考えている。一方で、子育てをし  
ている方の孤立を防ぐという目的で、1歳児以上の子どもが週3回を限度とし  
て保育園を利用できる「一時保育事業」や、支援員が保護者と一緒に子どもと

遊ぶ「子育てひろば」を実施している。これらの事業をまずは進めていき、国の実施状況や他市町村の事例等を見ながらも、受け入れてくれる園の状況や体制のこともあるので、市としては早々に取り組むという段階ではなく、現時点ではすこやかプランの見直しも検討していない。

#### (5) 報告

- ①第2期えにわっこ☆すこやかプランの進捗について  
(子ども政策課より説明)

##### 【質疑応答】

Q 現行のすこやかプランでは「待機児童」という課題があったので、それを解消するための量的な確保策というものについてしっかりと見込みをもって取り組んできたと思う。これについては次期においても学童クラブや3号認定の量の見込みはしっかりと計画していかなければいけないと思うが、3歳から5歳の部分については、ある程度落ち着いてくると思う。その場合のプランの意味や意義はどこに置かれるのか。量ではなく質に移行する必要があるのではないか。新規の事業や施策において、質を担保したり維持向上させたりするものが必要になると思う。恵庭市としてどのような子どもたちに育ててほしいのか感じ取れるようなプランになるよう、次期プランの策定においては検討してほしい。

A 次年度以降にはなと思うが、次期プランにおいてどのようなことを重点的に掲げるかなどについての参考とさせていただきたい。

Q 病児・病後児保育事業に関わって、医療的ケア児についてはすこやかプランの対象にないのか。この見込みというのは難しいと思うが、受入体制をどうしていくかについて次期プランに入れ込むことを検討しているか。また、特別な支援を必要としている子どもの受入体制も量的に示すというのは難しいと思うが、これについてもすこやかプランの対象なのかどうか教えてほしい。

A 現状、確保方策として挙げているものは、国の指針に基づいて定めているものである。医療的ケア児や特別な支援を必要としている子どもの数字についてはすこやかプランに掲載する必要はないと考えているが、支援内容についてはプランの中に示していきたいと考えている。

Q 病児・病後児保育事業において、「一部利用制限した」とあるのはコロナの影響か。

A お見込みのとおり。

Q ショートステイ事業において、緊急的な利用希望の場合だと利用できないことがあるようだが、仕方ないのか。

A 受け入れる事業所が決められており、その事業所に空きがなければ利用はできない。

- ②学童クラブ保護者負担金について  
(子ども政策課より説明)

##### 【質疑応答】

Q 先ほどの報告の中でも、学童クラブの定員の確保方策を増加したとあった。運営側としては支援員を確保しなければならないが、その際に問題となるのが支援員の時給単価である。今後は、個別に配慮の必要な子どもの受入れも増加する可能性がある。保護者負担金を据え置くことはとても良いことだが、最低

賃金の上昇が見込まれる中で支援員や運営側への配慮は現在何か検討しているのか。あるいは検討する余地はあるのか。

- A 支援員の人件費について、ここ数年同額を委託費として計上していたが、次年度から見直してベースアップしたいと考えている。学童クラブの質の向上という面での支援員の加配については、以前は特別支援学級に在籍している児童がいることを条件として限定的に運用していたが、今年度からは、発達に心配のある子どもで学童クラブと協議した結果支援員の加配が必要だと判断した場合についても加配対象とし、人件費分の委託費を増額するようにしている。たしかに、学童クラブの在籍児童が増え、事業費も年々増加しているが、大規模となった学童クラブについても加配対象として委託費を増額するなど、支援員を確保するための取組は市としても重要だと考えている。

（委員意見） 今後、人手不足はますます加速すると予測される。近隣市の動向によって今後雇用が増え、働きに出る保護者が多くなり、学童クラブを利用する児童がさらに多くなることが想定される。支援員を確保しようとしたときには、賃金のより高いところ、働き甲斐のあるところに人手が流れていくと思われる。保育園のほうはだいぶ改善されてきたが、次は学童クラブであり、この部分については、全道・全国の状況を見て判断するのではなく、恵庭市や近隣の状況を踏まえて先を見通して体制を整えていくことが必要だと思う。次期のすこやかプランにおいても配慮してほしい。

- Q 恵庭市では、国の方針の負担割合よりも多く負担しているにもかかわらず、それでもなお他市と比較して負担金額が高いのはなぜか。

A 現在の国の基準では、学童クラブに最低でも支援員1名を配置していれば、もう1名は補助的な職員で構わないという形で制度が緩和されているが、恵庭市では質の確保という観点から、支援員を2名配置するようにしており、事業費が多くなる要因の一つだと考えている。また、低学年に待機児童が発生した場合などは速やかに解消するために新規開設を実施しており、この人口規模で20か所開設している。事業費が多いことに伴い保護者負担分もこの金額になると分析している。

- Q 保護者側の意見としては、なぜ恵庭市は近隣に比べて高いのか、と思ってしまふ。恵庭市では支援員を2名配置しているなど、学童クラブの質の確保という金額では計れない部分があるということではないか。

A おっしゃるとおり。

- Q 千歳市のような階層ごとの金額設定を恵庭市ではなぜしていないのか。

A 事務手続上の部分でいえば支給決定の事務が煩雑になるということと、所得の高い方に8,000円以上支払っていただくのはどうなのかという考えも一方である。資料には書いていないが、きょうだいで利用する家庭や非課税世帯、ひとり親家庭などに対して減免制度を設けている。

- ③松恵学童クラブ・松恵子どもひろばの民間委託について  
（子ども政策課より説明）

【質疑応答】  
質疑なし

- ④島松学童クラブの移転について  
（子ども政策課より説明）

【質疑応答】

Q 移転に伴って保護者への意向調査は行ったのか。

A 意向調査は行っていないが、毎年利用者アンケートを実施する中で、現在の開設場所の近くに公園がないなどの意見はあった。以前小学校内で開設していたこともあったので、学校での開設を希望する意見もいただいていた。

Q 学童クラブからの帰宅において、ほとんどの方はお迎えに来ているようだが、子どもだけで帰る場合に、島松小学校は住宅街から少し離れているので少し不安なところもあるが、どうか。

A 学童クラブから子どもが自力で帰ることを「一人帰り」と言うが、学童クラブの開設時間は18時30分までなのに対して、一人帰りの時間については（距離にもよるが）愛の鐘の鳴る30分前くらいには帰宅させるというふうに対応している。暗くなってから一人で帰すということがないようにしている。学童クラブの割り振り（地区割）については、その年に申請する児童の住んでいる場所によって調整をしなければならず毎年課題にはなるが、なるべく多くの児童が入会できるような地区割にすることを最優先に考えたい。

Q 学童クラブの入っている施設によっては、同じ建物内にあるホールを使って運動しているところもあるが、島松小学校に移転した後は特別活動室以外にも利用することはできるのか。

A 移転後は、グラウンドや体育館、中庭なども利用していいと学校側から許可をもらっているので、現在よりも様々な活動がしやすくなると考えている。

⑤「子育て支援センター・子どもひろば」の民間委託について

（子ども政策課より説明）

※資料 No.6 一部修正 ※当日配布資料あり

【質疑応答】

Q 子育て支援センターを公設でやる意味は何か。保育園等の民間事業者においても地域の子育て支援を担っていくように国からも要請があるので、それぞれの園では様々な取組を行っている。1号認定の子どもが減っていく中で、官と民が連携しながら、あるいは民間として担ってほしい部分を市が示して実行してもらい、市は行政側として実施する部分を示していくなど、市全体の子育て支援が上手く機能するような取組を、次年度すぐにできなくても今後検討してほしい。

A 子育て支援センターにおける未就学の子ども、特に3歳以上の子どもの利用については、保育園等を利用しているため年々減少しつつあるが、今後のあり方については委員の皆さんと一緒に検討していきたい。

Q 昨今の出生数を見ても分かるように子どもの数は減っていくと予想されるが、未就園の0・1・2歳児は5割ほどいる。子育て支援センターに通う人数は減っていくかもしれないが、センターは育児に行き詰まったり不安を抱えたりした人の助けになる場所だと思う。説明の中では未就園の子どもとその保護者が遊ぶところという説明だったが、子育てをしている人にとって居場所となるような重要な場所だと思う。公設や民設といったことではなく、今後どのようなことを重視して恵庭市の子育て支援事業を進めていくのか、よく考えていただきたい。

A おっしゃるとおりだと思う。このたびの委託事業者の募集に当たっては、募集要項や仕様書に事業の目的や役割等をきちんと示し、これらを理解しているか、機能する事業者であるかを見極めて選定している。相談支援についても引

き続きしっかりと取り組んでいきたい。

（委員の意見） 保育園が子育て支援事業を実施するメリットは、将来保育園に子どもを預けたい人にとっては保育園がどういうものか見学できることや、保育園には預けないが自宅で困っていることを園ではどのように対応しているか見られることなどが挙げられる。今回候補事業者となったところにも、市内の園とぜひ連携してもらい、事業者が子育ての支援をするのではなく、事業者が地域と連携して子どもを育てていく、子育てをサポートしていくという視点を持ってもらえると、より様々なことができると思う。付帯意見にもあるとおりなので、保育園の立場として連携していきたいと考えている。

⑥「恵み野子どもの集う場所（フーレ恵み野）」の指定管理者制度の更新について  
（子ども政策課より説明）

※資料 No.7 一部修正

【質疑応答】

質疑なし

⑦次期えにわ障がい福祉プランの策定の進捗状況について  
（えにわっこ応援センターより説明）

【質疑応答】

Q プラン中「3. 提供体制の整備」に「児童発達支援センター」とあるが、現状の子ども発達支援センターのキャパシティと、現在恵庭市内で利用を必要としている人数とを比較すると、果たして1か所だけで対応しきれているのか。人数が増えても部屋の数が増えるわけではないと思うが、利用者数や支援体制はどうなのか。

A 恵庭市の子ども発達支援センターは、国が言う「児童発達支援センター」ではなく、北海道が認定する「市町村中核子ども発達支援センター」（児童発達支援センターの機能を有している施設）ということで「児童発達支援センター」を設置していることとしている。役割は、児童発達支援（通所支援）に加え、地域支援として保育所等への訪問支援や巡回相談等を行うことである。障がいや発達に困難な課題を抱える未就学の子どもが通所する民間の事業所は、市内で9か所あり、現在はその中で通所支援を希望する方についてサービスの利用計画を作り、各施設に通っているところである。近隣市の事業所に通う方もいる中で、希望どおり通えているかどうかについて、利用申請をして通うところがないという方は現在のところいない。

Q 量の確保の面でいうと、民間の事業所もあるので、確保できていると思う。質の面では、発達支援センターの職員体制などにおいてイメージどおりに機能的に動けるような体制がとれているのか。

A 国が言う「児童発達支援センター」における設備や人員配置の基準については、相当レベルが高く、一市町村ではなかなか難しいのが現状である。そのため、北海道が別に定める設備基準や人員基準のほか、児童発達支援と障がい児相談支援、または保育所等訪問支援を行うことを必須にして、国が想定している「児童発達支援センター」と同等の機能を有するものとして、「市町村中核子ども発達支援センター」を地域の中核的な施設として北海道が認定している。現在子ども発達支援センターに通っている子どもの数は、90から100くらいである。年々子ども全体の数は減っているが、通っている子どもの数が減っているかと言うとそうではなく、概ね横ばいである。職員17名で何とか回している状況である。

Q 子ども発達支援センターの運営上の課題は何か。

A 人材の確保の面で、作業療法士や理学療法士などを採用したいと思ってもなかなか応募がない。現在、北海道文教大学にお願いして来てもらい、何とか回している状況である。

(委員の意見) 量的な確保は、ある程度事業所や受入体制の増加によってどうにかなれると思うが、我々としても子ども発達支援センターに対しては中核として期待しているところである。センターと連携をしてアドバイスをいただいたり、一緒に子どもを育てていきたいと考えたりしているが、それはセンターが機能していることがベースになると思うので、人材の確保などしっかりと体制を整えていただきたい。

(委員の意見) プラン 34、35 ページ「教育活動等の充実」の「特性に応じた指導や支援体制の構築」について、中学校にも特別支援学級に在籍する生徒は増えている。学校における教員の定数は決められているが、恵庭市では特別支援員（会計年度任用職員）を配置してくれている。例としては、特別支援学級の生徒 13 人に対して教員 4 名、支援員 1 名の体制だが、教員 4 名は通常学級の授業も持っている。しかし、次年度は教員の定数減となり、特別支援学級を担当する教員も 1 名減となる見込みである。特別支援学級の生徒には継続的な支援が必要であり、先生が次々と変わる状況はあまり好ましくない。特別支援員の増を要望しているが、すぐに配置できるわけではない。プランには、「特性に応じた指導や支援体制の構築に取り組む」と書かれているので、学校の現場も見えていただき、小中学校に在籍している子どもへの支援も盛り込んでいただきたい。

Q 先ほど、子ども発達支援センターの通所者数が 90 から 100 名ほどとあった。現在保育園等は次年度の募集の時期であるが、保護者からの相談の中には「〇〇幼稚園では断られてしまった」といったことがある。約 90 名の子どもの中にはどこの園にも入れなかったという相談はないのか。

A 断られてしまったという相談はここ数年で何件か受けているが、その後いずれかの園に入ることができたと聞いている。

⑧恵庭市不妊治療費等助成事業について  
(えにわっこ応援センターより説明)

【質疑応答】

質疑なし

⑨教育・保育施設の認可定員の変更について  
(幼児保育課より説明)  
※資料 No.10 一部修正 (×認可→○認定)

【質疑応答】

質疑なし

(6) その他

▽事務連絡

- ・報告 5 について、受託候補事業者の決定はまだ正式にされていないので、情報の取扱いには留意願いたい。
- ・次回の部会は、年明けを予定。

以 上